

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年2月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400013号

厚生局事案番号 : 四国(国)第2400006号

第1 結論

平成12年4月から平成17年3月までの請求期間、平成19年12月から平成22年6月までの請求期間及び平成23年7月から平成24年5月までの請求期間について、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年4月から平成17年3月まで
② 平成19年12月から平成22年6月まで
③ 平成23年7月から平成24年5月まで

私は、刑事施設に複数回入所していたが、社会復帰した際には最寄りの社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に行き、収容証明書を提出して国民年金保険料の免除申請を行っていた。請求期間①はA市の社会保険事務所において、請求期間②はB年金事務所において、請求期間③はどこの年金事務所だったか覚えていないが、免除の手続を行ったにもかかわらず、申請免除期間となっていないので、請求期間①、②及び③について、調査の上、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、「社会復帰した際にA市の社会保険事務所で国民年金保険料の免除申請を行った。」旨主張しているところ、請求者に対し、免除申請を行った時期、当該手続を行った社会保険事務所名、申請期間等について文書照会を行ったが、回答を得ることができず、免除申請の具体的な状況が不明である。

また、日本年金機構は、「請求期間①に係る請求者の国民年金保険料免除申請書は、保存年限経過のため保管していない。」旨回答している上、請求者が請求期間①当時に住民登録をしていたA市は、「請求者の請求期間①に係る国民年金保険料の免除申請書を受付していない。」旨回答している。

さらに、請求者から提出された収容証明書(以下「証明書」という。)によると、請求者は、平成13年7月4日から平成16年7月22日までの期間及び同年12月17日

から平成 17 年 5 月 21 日までの期間は刑事施設に入所していることが確認できることから、請求期間①のうち、一部の期間については請求者が社会保険事務所で免除申請を行うことができなかったと考えられる。

加えて、請求期間①は 60 月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料免除の記録が全て欠落する可能性は低いものと思われる。

また、請求者が請求期間①について、免除の申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料はなく、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情もない。

2 請求期間②について、請求者は、「B 年金事務所で国民年金保険料の免除申請を行った。」旨主張しているところ、請求者に対し、免除申請を行った時期、申請期間等について文書照会を行ったが、回答を得ることができず、免除申請の具体的な状況が不明である。

また、日本年金機構は、「請求期間②について、請求者が国民年金保険料免除申請書を年金事務所に提出したことを確認できない。」旨回答している上、請求者が請求期間②当時に住民登録をしていた C 市は、「請求者の請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請書を受付していない。」旨回答している。

さらに、前述の証明書によると、請求者は、平成 19 年 12 月 26 日から平成 22 年 8 月 1 日までの期間は刑事施設に入所していることが確認できる上、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は平成 19 年 12 月 28 日であることから、請求期間②については、請求者が年金事務所で免除申請を行うことができなかったと考えられる。

加えて、請求期間②は 31 月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料免除の記録が全て欠落する可能性は低いものと思われる。

また、請求者が請求期間②について、免除の申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料はなく、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情もない。

3 請求期間③について、請求者は、「どこの年金事務所だったか覚えていないが、国民年金保険料の免除申請を行った。」旨主張しているところ、請求者に対し、免除申請を行った時期、当該手続を行った年金事務所名、申請期間等について文書照会を行ったが、回答を得ることができず、免除申請の具体的な状況が不明である。

また、日本年金機構は、「請求期間③について、請求者が国民年金保険料免除申請書を年金事務所に提出したことを確認できない。」旨回答している上、請求者が請求期間③当時に住民登録をしていた C 市及び平成 26 年 3 月 14 日から住民登録をしている D 市は、「請求者の請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請書を受付していない。」旨回答している。

さらに、前述の証明書によると、請求者は、平成 23 年 3 月 2 日から平成 26 年 3 月 11 日までの期間は刑事施設に入所していることが確認できることから、請求期間③のうち、一部の期間については請求者が年金事務所で免除申請を行うことができなかったと考えられる。

加えて、請求者が請求期間③について、免除の申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料はなく、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情もない。

- 4 請求期間①、②及び③は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていたことを踏まえると、請求期間①、②及び③に係る年金記録の過誤があった可能性は低いものと考えられる。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400097号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年3月1日から平成14年8月23日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低額となっている。

請求期間のうちの4か月分の給与明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成13年10月1日から同年12月1日までの期間、平成14年4月1日から同年6月1日までの期間(以下「期間1」という。)について、請求者が保管する期間1の給与明細書には事業所名が記載されていないところ、請求者は、「A社では、同社の仕事を請け負っていた個人事業主の下で働いていた。給与は個人事業主から現金で支給され、給与明細書は給与と一緒に封筒に入っていた。給与明細書は、個人事業主の妻が作成したものである。」旨陳述している上、A社の事業を継承しているB社は、「給与明細書は、A社が作成したものではない。」旨回答していることから、請求者が保管する期間1の給与明細書をもって、請求者のA社に係る期間1の標準報酬月額の適否を判断することはできない。

また、B社は、「A社における請求者の給与に係る資料を保管していない。」旨回答していることから、請求者のA社に係る期間1の報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

さらに、請求期間のうち、平成5年3月1日から平成13年10月1日までの期間、同年12月1日から平成14年4月1日までの期間、及び同年6月1日から同年8月23日までの期間(以下「期間2」という。)について、請求者は給与明細書等を保管して

いない上、B社は前述のとおり回答していることから、請求者のA社に係る期間2の報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

加えて、請求期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、請求者の同社に係る請求期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額をうかがわせる回答を得ることができない。

また、企業年金連合会が保管する、請求者に係るC厚生年金基金の中脱記録照会によると、報酬給与の記録はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。